

第3回古平町議会定例会 第1号

令和2年9月15日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第42号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第4号）
- 5 議案第43号 令和2年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第44号 古平町表彰条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第45号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 8 議案第46号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約について
- 9 議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約について
- 10 報告第2号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率について
- 11 報告第3号 令和元年度決算に基づく資金不足比率について
- 12 同意第7号 古平町教育委員会委員の任命について
- 13 認定第1号 令和元年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について
- 14 令和2年 陳情第1号 「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める道への意見書の提出を求める陳情書
- 15 令和2年 陳情第7号 「コロナ禍のもと米海兵隊移転訓練中止決定を求める意見書」（案）の採択を求める陳情書
- 16 陳情第8号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 17 陳情第9号 種苗法「改定」に関する意見書案採択について
- 18 陳情第10号 「北海道への核のゴミ持ち込みに反対する意見書」（案）の採択を求める陳情書

○出席議員（10名）

議長10番	堀 清 君	1番	木村 輔 宏 君
2番	逢見 輝 続 君	3番	真貝 政 昭 君
4番	寶 福 勝 哉 君	5番	梅 野 史 朗 君
6番	高野 俊 和 君	7番	岩 間 修 身 君
8番	山口 明 生 君	9番	工 藤 澄 男 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君
副	町	佐	藤	昌	紀	君
教	育	石	川	忠	博	君
総	務	松	尾	貴	光	君
総	務	佐	藤		亘	君
町	民	五	十	満	美	君
保	健	和	泉	康	子	君
産	業	細	川	正	善	君
建	設	高	野	龍	治	君
会	計	白	岩		豊	君
教	育	本	間	克	昭	君
総	務	人	見	完	至	君
財	政	湯	浅		学	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	三	浦	史	洋	君
議	事	係	長	澤	口	達	真	君

開会 午前 9時56分

○議会事務局長（三浦史洋君） それでは、本日、会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下13名の出席でございます。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和2年第3回古平町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番、真貝議員及び4番、寶福議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（堀 清君） ここで、去る9月8日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告をいただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告をお願いします。

○議会運営委員長（工藤澄男君） おはようございます。それでは、私のほうから去る9月8日及び本日開催いたしました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9月15日から9月18日までの4日間とするものです。

議事の日程でございますが、お手元に配付の会期予定表及び議事日程に基づき、取り進めるものといたします。16日は、決算審査特別委員会開催のため休会といたします。なお、17日の本会議は、決算特別委員会終了後、時間を繰り下げて開催する運びといたします。

決算につきましては、各会計提案理由の説明が終わり次第、全員による決算特別委員会を設置しまして、これに付託し、審議することとします。また、慣例により、委員長には副議長を、副委員長には総務文教委員長を充てることといたします。審査の方法でございますが、一般会計の歳入につきましては3款程度に分けて、また歳出につきましては款ごとに区切って質疑を行います。他の会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。また、質疑は一問一答で継続して行い、ほかの人に移ったときは再質疑はできないこととします。それから、一問一答ですので、一度に数項目にわたって質疑をすること、また決算でございますので、予算的な質疑にならないようにご留意

願います。決算審査特別委員長におかれましては、その点をよろしくご配慮いただきたいと思います。討論は本会議で行いますので、委員会では省略することとします。採決については、全会計一括で採決する運びといたします。次に、本会議の質疑でございますが、議員全員で構成されます特別委員会で質疑を行いますので、省略いたします。討論、採決については、例年どおり一括で行うことといたします。

次に、総務文教委員長から同委員会に付託されておりました令和2年陳情1号につきましては採択すべきとの報告が、また令和2年陳情第7号につきましては不採択とすべきとの報告がありました。本会議で決定の上、必要なものは本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

次に、3件上がっておりました陳情でございますが、陳情8号及び陳情10号につきましては総務文教委員会に、陳情9号につきましては産業建設常任委員会にそれぞれ付託するものといたします。

最後に、一般質問について説明します。一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件3回までとします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告を申し上げますとともに、よろしくご協力くださりますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月15日から9月18日までの4日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日9月15日から9月18日までの4日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、例月現金出納検査報告、令和2年度後志広域連合議会第1回臨時会決議結果の2件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（堀 清君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（貞村英之君） 令和2年第3回古平町議会定例会の開会に当たり、第2回定例会以降の主立った事務事業の執行状況及びその概要について行政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。特別定額給付金及び子育て世

帯への臨時特別給付金についてでございますが、特別定額給付金については、5月11日から8月11日までを申請期間とし、支給対象となる全世帯1,735世帯から申請があり、8月19日に給付が完了しております。支給人数は2,947人、金額としては2億9,470万円となりました。子育て世帯への臨時特別給付金についても6月10日に全ての児童手当受給対象者に給付が完了しております。支給人数は209人、金額としては209万円となりました。また、公務員の支給対象者については、所属する官公庁が証明を行った上で対象者本人が申請を行うことから、5月25日から9月24日までを申請期間とし、受付を行っています。9月11日現在、支給人数は42人、金額としては42万円の給付が完了しております。

次に、商工会プレミアム商品券発行支援事業についてでございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施いたしました商工会プレミアム商品券発行支援事業については、第1弾が6月15日から販売を開始し、プレミアム率30%の1万円分商品券4,000組が7月28日に完売、北海道の補助金を活用し実施しました第2弾が8月28日から販売を開始し、プレミアム率20%の5,000円分商品券4,000組のうち、9月14日現在、昨日現在ですが、約96%の販売が完了となっております。なお、この20%のほうですが、本日の朝、ほぼ完売したという報告を受けております。本事業が町内経済の活性化に寄与することを期待しております。

次に、小規模事業者経営支援給付金事業についてでございますが、国の持続化給付金の決定額の10%を町が独自に給付する小規模事業者経営支援給付金事業については、6月1日から受付を開始し、9月11日現在、漁業が34件、飲食、小売業が14件、建設業が10件、その他18件の計76件からの申請がありました。本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の支援として令和3年2月26日まで受付を行っています。引き続き事業者が安定的に経営できるよう支援を行ってまいります。

次に、町立診療所についてでございますが、町立診療所の常勤医師についてですが、7月1日付で高大哲医師を採用し、7月13日から診療を開始したところ、町の診療方針と高医師の診療方針との大きな相違が生まれ、9月1日付で退職することとなりました。診療方針の相違内容については、秘密保持契約を締結しておりますので、詳細の説明ができませんことをご了承ください。高医師の退職後の診療体制につきましては、社会福祉法人北海道社会事業協会の協力を得て、診療時間の拡充を図りながら一次医療の提供を目的に引き続き地域のかかりつけ医として運営を行ってまいります。また、常勤医師の確保についても介護医療院の開設に向け関係機関と連携を図りながら、本町のニーズに合った医師の確保に最大限の力で当たっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、中央バス積丹線についてでございますが、北海道中央バス株式会社が運行している積丹線、小樽行きから美国、余別、神威岬までの線でございますが、この線につきまして沿線人口の減少や社会環境の変化によるバス利用者の減少により収益が悪化し、地域幹線系統確保維持対策国庫補助金や沿線市町が国庫補助金を超える赤字額、上限500万円まででございますが、の半額を補助し、バス路線を維持してきたところですが、令和2年9月1日付で沿線市町で構成する後志生活交通確保対策協議会第1分科会に対し、北海道中央バス株式会社からバス利用者の減少は一向に歯止めがかからず、現在数千万円の赤字が見込まれることから、国庫補助金を超える赤字額への補助金の見直

し、令和3年4月から段階的な減便や令和5年4月から余別発着便を廃止し、全便美国発着へ集約する路線の見直しが提案されました。この提案を受けて、10月上旬に後志生活交通確保対策協議会第1分科会を開催し、北海道中央バス株式会社と協議を行うこととしております。また、町といたしましては、令和元年度に設置した地域公共交通活性化協議会において引き続き町民の皆様にとって利便性の高い公共交通を構築するため、今年度中の地域公共交通形成計画の策定に向け取組を進めてまいります。

最後に、高レベル放射性廃棄物の地層処分についてでございますが、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する文献調査の申請を寿都町及び神恵内村で検討に向けた動きがあるとの報道についてでございますが、寿都町及び神恵内村から特段の説明もなく、詳細が不明なことから、現段階では両町の対応について意見を述べるタイミングではないと考えております。また、本町においても国が平成29年に公表した科学的特性マップの中で一部処分適地となっておりませんが、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の趣旨や各種資料を内部で検討、議論した結果、本町といたしましては概要調査及び文献調査の申請、核のごみの受入れはすべきものではないと判断しております。引き続き情報の収集を進めながら事態を注視してまいりたいと考えております。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事委託業務の発注状況については資料2に取りまとめいたしましたので、後ほどご高覧ください。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

最後に、本定例会に付議いたします案件は、補正予算案2件、条例改正案1件、規約の変更案件3件、報告案件2件、人事案件1件、令和元年度各会計決算認定1件の合計10件でございます。これらの議案につきましては、慎重なるご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から教育行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○教育長（石川忠博君） 令和2年第3回古平町議会定例会の開会に当たり、第2回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要について教育行政報告をさせていただきます。

初めに、学校教育活動についてでございます。新型コロナウイルス感染症による学習の遅れを補うため、6月19日から小学校に週3日間学習指導員を配置し、チームティーチングなどで子供たちの学習支援を行っております。今後も3月まで学習支援を行い、基礎学力の定着を図ってまいります。

次に、第4地区教科書採択についてでございます。令和3年度から新学習指導要領が施行されます中学校の教科書について、後志管内の町村で構成される第4地区教科書採択教育委員会協議会で8月4日に採択され、本町の教育委員会におきまして8月24日に採択されたところでございます。採択の理由などにつきましては、教育委員会事務室で令和7年3月31日まで閲覧いただけ、町民の皆様には広報10月号でお知らせいたします。

次に、教員研修についてでございます。特別の支援が必要な子供たちを含めた温かな学級づくりを進めるための研修会を8月27日に文化会館で開催し、本町及び積丹町の教職員31名に参加いた

きました。後志教育局、神守学校教育指導監を講師としまして、支援が必要な子を含めた対応について実体験を踏まえた講演等を行っていただき、崩れない温かい学級づくりについて学校全体で取り組む機会を設けることができました。今後も教職員の研修機会の充実に取り組んでまいります。

次に、教育環境の整備についてでございます。国のGIGAスクール構想に沿って児童生徒1人1端末を整備するための学校情報機器購入事業契約を7月30日に締結いたしました。納入期限は令和3年2月26日までとしておりますが、できる限り早期に整備できるよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、社会教育についてでございます。英会話能力の向上や外国の人々と交流する機会を広げることが目的とした英会話教室を9月2日、9日に開催し、中学生を含めました延べ15名に参加いただきました。今後10月14日まで全5回開催いたします。

なお、例年開催されております古平ロードレース大会につきましては、参加者、町民などの健康と安全を考え、6月22日の実行委員会で中止が決定されたところでございます。

今後も新型コロナウイルス感染症対策に努めながら、学校教育、社会教育に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要につきましては、資料1に取りまとめておりますので、後ほどご高覧ください。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第42号

○議長（堀 清君） 日程第4、議案第42号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第42号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明を申し上げます。

議案1ページ目をお開きください。歳入歳出予算の補正として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,346万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億8,112万2,000円とするものでございます。

歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正、2ページ目、3ページ目にお示ししております。

次に、地方債の補正として、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるとしております。

4ページ目をお開きください。第2表、地方債補正、3事業の補正、限度額の補正を行うものでございます。中心拠点誘導複合施設建設事業債については、エネルギー高度化事業分が全額過疎債

の対象となることから、充当率が上がりまして、限度額の増額。下水道広域化推進事業債については、北後志衛生施設組合と余市町で行うMICS事業が起債対象となったことから、増額。臨時財政対策債については、額の確定による増額でございます。

以上が議決事項でございます。

それでは、補正の内容を説明いたしますので、別冊の令和2年度古平町一般会計補正予算（第4号）説明書を御覧ください。歳出から説明いたします。6ページ目、7ページ目をお開きください。2款総務費、1項総務管理費、既定の予算21億4,280万2,000円に1,761万6,000円を追加し、21億6,041万8,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、自治体クラウド導入事業の委託料でございます。主にデータ移行費でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、既定の予算1,037万2,000円に556万6,000円を追加し、1,593万8,000円とするものでございます。これにつきましては、戸籍法の改正、デジタル手続法の改正によりまず戸籍事務でもマイナンバーを利用することとなったこと、国外転出者もマイナンバーカードを使用可能とすることに対するシステム改修でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算7億257万3,000円に614万2,000円を追加し、7億871万5,000円とするものでございます。これにつきましては、元気プラザの居室に簡易陰圧装置を購入する事業、障害者自立支援給付費の国庫及び道費の精算返納金の予算計上でございます。

2項児童福祉費、既定の予算6,865万円に170万7,000円を追加し、7,035万7,000円とするものでございます。これにつきましては、幼児センター、子育て支援センター、子ども・子育て支援事業として放課後児童クラブに対します感染症対策の消耗品費、感染症対策の備品購入費の予算計上及び幼児センターの床ワックス洗浄の業務委託料の追加でございます。

次のページに移りまして、4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算1億1,581万5,000円に242万3,000円を追加し、1億1,823万8,000円とするものでございます。これにつきましては、火葬場の電気料、光熱水費の増額、診療所費の清掃業務委託料の追加及び先ほどの児童福祉費と同じく新型コロナウイルスの感染症対策の消耗品費及び備品購入費の計上でございます。

2項清掃費につきましては、先ほど地方債のところでご説明いたしました地方債の財源更正でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、既定の予算1,026万2,000円に1万2,000円を追加し、1,027万4,000円とするものでございます。これにつきましては、環境保全型農業直接支援交付金事業の交付額の決定により予算を増額するものでございます。

歳入の説明に移ります。ページ戻りまして2ページ目、3ページ目をお開きください。10款地方交付税、1項地方交付税、既定の予算18億5,700万円に8,378万7,000円を追加し、19億4,078万7,000円とするものでございます。これにつきましては、普通交付税の算定結果を反映した補正でございます。

13款2項国庫補助金、既定の予算9億1,489万4,000円に556万6,000円を追加し、9億2,046万円とするものでございます。これにつきましては、先ほどの戸籍関係のシステム改修に当たる補助金でございます。

14款道支出金、2項道補助金、既定の予算4,434万9,000円に358万7,000円を追加し、4,793万6,000円とするものでございます。これにつきましては、先ほど説明いたしました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金ということで国の国庫補助金が道を経由して入ることから、社会福祉費補助金、児童福祉費補助金、保健衛生費補助金、それぞれ定額でこの金額が入ってまいります。農林水産業の補助金につきましても、先ほどの交付金に伴う補助金の増額分でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、既定の予算3億8,700万円から8,100万円を減額し、3億600万円とするものでございます。これにつきましては、財源不足を補うための財源調整でございます。

19款諸収入、4項雑入、既定の予算4,989万5,000円に1,692万円を追加し、6,681万5,000円とするものでございます。これにつきましては、自治体クラウドの導入団体データ移行費に対する助成金が500万円、北後志消防組合負担金の精算還付金でございます。

次のページに移りまして、20款町債、1項町債、既定の予算9億2,910万円に460万6,000円を追加し、9億3,370万6,000円とするものでございます。第2表で説明いたしました地方債の変更による補正でございます。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○2番（逢見輝続君） 7ページの17節備品購入費、簡易陰圧装置購入費ってこれ何をする機械でございますか。教えてください。

○保健福祉課長（和泉康子君） この機械は、生活シェアハウスの入居者とショートステイの利用者に対してなのですが、緊急医療用ワンタッチのテントがありまして、それに陰圧装置をつけて、その中を陰圧するというので、もし各種の感染症対策に必要な場合に簡易的にどこにでも設置できるというものでございます。

○3番（真貝政昭君） 3ページの……よろしいですか。説明書のほうの3ページです。よろしいですか。

○議長（堀 清君） すみません。

○3番（真貝政昭君） 雑入のほうの自治体クラウド導入団体支援事業助成金、これと6ページです。電算管理費、上段から3項目めのところですか。自治体クラウド導入事業委託料のところ、特定財源500万と連動しているのですけれども、この財源というのはどこからのものなのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） J-L I Sという団体がございまして、J-L I Sという横文字なのですけれども、という団体が自治体クラウドを導入するための支援の補助金を持っておりまして、その分の金額でございます。

○3番（真貝政昭君） 国でなくて、国が進める事業でそういうところがあるということは、国の受皿機関というか、そういうところなのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 国が進める各種地方の情報化施策を進める財団法人でございます。

○3番（真貝政昭君） それから、自治体クラウドの当初予算の説明書を見ているのですけれども、京極町と自治体クラウドということなのですけれども、基幹システムのデータセンターというところ

るはどのようなものなのか説明できますか。

○総務課長（松尾貴光君） データセンター、1か所にサーバーがあります。そこに全部データが集約されるような形になります。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第42号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第43号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第43号 令和2年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第43号 令和2年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の予算に歳入歳出それぞれ158万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5,088万円とするものでございます。

これは、一般会計の補正予算でもご説明がありましたが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の介護分で、介護サービス事業に対し感染対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するため環境整備を支援する10分の10補助事業の増額補正でございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、説明資料の14ページ、15ページをお開きください。町が直営する4事業が感染対策の消毒液等の消耗品及び除菌電解給水器やノータッチ液薬供給装置等の備品をそれぞれ整備するものです。1款1項1目通所介護事業費、既定の予算に59万円を増額し、3,863万円とするもので、補助上限額58万円に対しまして59万円を増額するものです。

1項2目短期入所生活介護事業費、既定の予算に29万円を増額し、311万4,000円とするもので、補助上限額の28万8,000円に対し29万円を増額するものです。

2項1目居宅介護支援事業費、既定の予算に35万円を増額し、861万5,000円とするもので、補助上限額34万8,000円に対し35万円を増額するものです。

1款3項1目介護予防支援事業費、既定の予算に35万円を増額し、40万5,000円とするもので、これは補助上限額34万8,000円に対し35万円を増額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。上から1つ飛びまして、5款1項1目居宅サービス費補助金、既定の予算に122万円を皆増するものです。これは、通所介護、短期入所、居宅支援の3事業の緊急包括支援交付金の補助上限額を計上しております。

戻りまして、2目居宅予防サービス費補助金、既定の予算に34万8,000円を皆増するもので、こちらも介護予防事業所分の補助上限額を計上しております。

上に戻りまして、4款2項1目雑入、既定の予算に1万2,000円を増額し、1万3,000円とするもので、本来であれば一般会計から繰入れを増額するべきではありますが、今回は雑入で財源調整を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

○3番（真貝政昭君） 説明書の15ページ、歳出の節の需用費、備品購入と各項目に従って出ているのですけれども、いずれも感染症対策消耗品または備品の購入費とあてがっておりますけれども、具体的に何をそろえるのか、その説明をしてください。

○保健福祉課長（和泉康子君） 先ほど言いましたように、サービス事業、デイサービスだとか居宅だとかいろんなサービスありますけれども、そのサービスメニューに合った消耗品ということで、例えば一番上のデイサービスでは、消耗品につきましてはプラスチックの手袋です。使い捨ての、介護するときに感染予防するための使い捨て手袋や消毒液です、消耗品。備品購入としましては、ここでは56万となっているのですけれども、除菌電解水を供給する機械、除菌電解水供給器というものやパーティション、今の皆さんの横にあるようなパーティションなどで感染症対策を取ということでデイサービスでは買っております。ショートステイにつきましても介護が必要ですので、使い捨ての手袋だったり、ティッシュなど、それと備品購入につきましては除菌タオルティッシュペーパーということで、使い捨ての除菌タオルの機械でございます。居宅支援事業所につきましても訪問系サービスですので、ケアマネが訪問時に使う手指消毒やエタノール、あと除菌ウェットティッシュなどが消耗品になっております。備品としましては、非接触系の体温計や、事務所ありますので、ノータッチで消毒液が出るようなものを備品として計上しております。包括支援センターの元気プラザ、こちらもケアマネが要支援の方にプランを提供するものですので、居宅のケアマネさんと同じように除菌ウェットティッシュや使い捨てマスク、備品としましては体温計を持ち歩くということで、それと受付用のパーティション、そういうのを積算して、10分の10補助ですので、必要なものを満度までということで積算しております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第43号 令和2年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第44号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第44号 古平町表彰条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第44号 古平町表彰条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案は、10ページ目でございます。本件は、大きく分けて2点改正点があります。1点目は、現在の規定による表彰審議委員の委員には正副町長が委員会の構成員となり、役割や独立性が不明な形となっております。表彰審議会的位置づけを真に答申を行う附属機関として明確化するため、所要の改正を行う改正でございます。それに併せまして、委員会の定数を規則へ委任し、委員長の報酬を6,000円に、ほかの委員会との均衡を図り、改正するものでございます。

2点目は、功労者が死亡した際に現在の規定では弔辞、弔花、弔慰金を贈呈することとなっておりますが、町民の方が亡くなられた場合については町から弔文を贈呈していることから、弔辞を取りやめ、弔花、弔慰金に改正するものでございます。施行期日は、公布の日でございます。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第44号 古平町表彰条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第45号ないし日程第9 議案第47号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案第45号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてから日程第9、議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約についてまで関連する議案でありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま一括で上程されました議案第45号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について、議案第46号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について、議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について、3議案について提案理由のご説明を申し上げます。

議案は、11ページから16ページとなります。一部事務組合の規約を変更する場合には、地方自治法第290条の規定により事前に各構成市町村で議会の同意を得てから構成市町村で地方自治法第286条第1項の規定による協議を行うこととなっております。

本件は、3議案とも一部事務組合を構成する団体の変更でございます。議案第45号の北海道市町村総合組合規約及び議案第47号の北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約については、札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が解散したことによる脱退に伴う変更、第46号、北海道市町村職員退職手当組合規約については、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が解散したことによる脱退に伴う変更でございます。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時47分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第45号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

議案第45号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

議案第46号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第47号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 報告第2号及び日程第11 報告第3号

○議長(堀 清君) 日程第10、報告第2号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率についてと日程第11、報告第3号 令和元年度決算に基づく資金不足比率については関連がありますので、一括議題とします。

報告第2号及び報告第3号について報告を求めます。

○総務課長(松尾貴光君) ただいま一括で上程されました報告第2号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率について、報告第3号 令和元年度決算に基づく資金不足比率についての報告をいたします。

議案17ページ目をお開きください。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき健全化判断比率を、第22条第1項の規定により資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表されることとされております。

実質赤字比率及び連結赤字比率については、一般会計、全ての特別会計において赤字額がありませんので、比率はありません。次に、実質公債費比率については9.1%、将来負担比率については今年度充当可能基金の増により指標はありません。いずれの指標についても早期健全化基準を下回る数値となっております。

次に、議案21ページ目をお開きください。算定の対象となります簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足は発生しておりませんので、比率はありません。それぞれの指標の算出表及び推移については、説明資料に添付しております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これで報告第2号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率についてと報告第3号 令和元年度決算に基づく資金不足比率についての報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時09分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 同意第7号

○議長（堀 清君） 日程第12、同意第7号 古平町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました同意第7号 古平町教育委員会委員の任命について提案理由の説明をいたします。

本件は、現在教育委員をされております菊地修二氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び任命したいので、同意を求めるものでございます。

それでは、菊地修二氏の主立った経歴について申し上げます。職歴としましては、昭和56年7月に社会福祉法人古平福祉会に就職され、共働の家、若者宿、地域生活総合支援センターであるいこいの家の施設長などの要職を歴任され、平成9年12月に理事、平成29年6月には専務理事に就任され、現在に至っております。公職歴としましては、平成16年10月から古平町教育委員会委員を担われておりまして、現在4期目でございます。また、平成18年4月から古平町社会福祉協議会理事、令和元年6月から保護司を担われておりますほか、れい明の里、町内会会長、古平町地域自立支援協議会会長、古平町特別職報酬等審議会委員なども歴任されております。

以上が主立った経歴であります。人格も高潔であり、豊富な識見を有することから、古平町教育委員会委員として最も適任であると判断し、提案申し上げる次第でございます。

それでは、お手元に配付しております議案を朗読させていただきます。

古平町教育委員会委員の任命について。

古平町教育委員会委員として、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年9月15日提出、古平町長、貞村英之。

記としまして、任命すべき委員、住所、古平町大字歌棄町204番地の9、氏名、菊地修二、生年月日、昭和30年6月18日生まれ、65歳です。参考にありますとおり、前任者も菊地修二氏でございます。なお、今回の選任により5期目となります。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第13 認定第1号

○議長（堀 清君） 日程第13、認定第1号 令和元年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

先に一般会計から説明をお願いします。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました認定第1号 令和元年度古平町各会計決算認定について、一般会計についてご説明いたします。

この決算につきましては地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者が地方自治法施行令第166条第2項に定める歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書により決算を調整し、地方公共団体の長に提出し、同条第2項の規定により地方公共団体の長が監査委員の審査に付し、地方公共団体の長が同条第3項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。また、地方公共団体の長は、同条第5項の規定により決算を議会の認定に付すに当たっては当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類を併せて提出しなければならないとされております。

それでは、決算説明書で決算の内容を説明させていただきます。4ページ、5ページをお開きください。歳入歳出決算状況でございます。予算総額43億87万2,000円、歳入決算額38億1,759万6,115円、歳出決算額37億5,517万3,192円、歳入歳出差引き6,242万2,923円でございます。繰越額のうち968万5,000円につきましては、翌年度繰越明許費充当繰越額でございます。純繰越金は5,277万3,923

円で決算を了してございます。

次のページに移りまして、6ページ、7ページ目には歳入決算款別の内訳をお示ししています。

次のページに移りまして、8ページ目から9ページ目では歳出決算の款別内訳をお示ししております。

次のページに移りまして、10ページ目から11ページ目は歳入決算構成比較表、性質別内訳でございます。11ページ目を御覧ください。性質別内訳調書でございます。町税、決算額2億1,722万7,000円、前年度と比較いたしまして320万5,000円の増でございます。譲与税、消費税等、決算額8,780万8,000円、前年度と比較いたしまして108万2,000円の増でございます。地方交付税、決算額18億7,737万7,000円、前年度と比較いたしまして3,601万7,000円の増でございます。これは、主に普通交付税の増でございます。分担金及び負担金、決算額480万3,000円、前年度と比較いたしまして51万8,000円の減、使用料、手数料、決算額1億2,819万8,000円、前年度と比較いたしまして8,620万2,000円の増となっております。これにつきましては、中段にございます診療所、直営いたしましたので、その使用料8,369万8,000円、これが増加の要因となっております。国庫支出金、決算額3億7,685万7,000円、7,565万1,000円の増でございます。これにつきましては、中段にございます社会資本整備都市再構築事業、エネルギー構造高度化事業費補助金3,660万円と3,572万6,000円でございます。中心拠点誘導複合施設建設事業に係る補助金の増が主な要因となっております。道支出金1億9,806万5,000円、前年度と比較いたしまして2,204万4,000円の増、これにつきましては右欄の欄に移りまして、地域づくり総合交付金、漁協のシステム更新に対しまして1,930万円補助金を支出しております。これが主な増加の要因でございます。財産収入、決算額875万4,000円、前年度と比較いたしまして1,193万4,000円の減となっております。寄附金、決算額3億493万3,000円、前年度と比較いたしまして1億2,598万7,000円の増となっております。この要因につきましては、ふるさと応援寄附金が3億402万3,000円と前年度と比較いたしまして1億2,974万7,000円の増となったことが主な要因でございます。繰入金、決算額1,834万3,000円、前年度と比較いたしまして2億6,317万1,000円の減、これにつきましては基金繰入金の減少でございます。繰越金1億3,558万1,000円、前年度と比較いたしまして8,381万3,000円の増となっております。諸収入、決算額7,960万2,000円、前年度と比較いたしまして1,102万1,000円の増となっております。これにつきましては学校給食費に関する給食費の収入、これまで私会計でやっておったものを令和元年度から公会計化したことによる増が主な要因となっております。町債、決算額3億8,002万2,000円、前年度と比較いたしまして2億2,140万4,000円の増となっております。これにつきましては、中心拠点誘導複合施設の建設事業債が6,790万円、火葬場建設事業債が1億5,560万円ということで、前年度と比較いたしまして1億4,770万円増えております。これが主な要因でございます。

以上が歳入の性質別の決算でございます。

ページをめくりまして、12ページ目から13ページ目までは歳出決算の構成比較表、性質別内訳でございます。13ページ目を御覧ください。性質別内訳調書でございます。人件費、決算額5億8,515万6,000円、前年度と比較いたしまして4,783万4,000円の増となっております。この要因につきましては、委員等の報酬で1,496万1,000円増加しております。これについては、医師の報酬でござい

す。一般職の給与、これにつきましても1,464万6,000円の増となっております。これも診療所関係の事務職員の増員による増でございます。退手負担金、これにつきましても3年に1度精算することとなっておりますので、その精算負担金による増でございます。物件費、決算額7億3,527万4,000円、前年度と比較いたしまして7,807万6,000円、この増加の要因につきましては需用費、前年度と比較いたしまして6,896万8,000円増額となっております。これにつきましては、院内薬局の医薬材料費、薬の仕入れです。それによる増となっております。1段下がりまして役務費、これも前年度と比較いたしまして2,145万1,000円の増となっております。これは、ふるさと納税の送料などの役務費が増えております。維持補修費、決算額1億413万9,000円、前年度と比較いたしまして3,060万5,000円の減となっております。これにつきましては、降雪量が少なかったことから、道路除雪費に関する維持補修費が前年度と比較いたしまして2,705万2,000円減少しております。これが大きな要因でございます。次に、扶助費でございます。決算額4億4,243万6,000円、前年度と比較いたしまして160万2,000円の減となっております。次に、補助費、決算額3億3,006万1,000円、前年度と比較いたしまして2,068万9,000円の増となっております。建設事業費、決算額5億2,812万8,000円、前年度と比較いたしまして3億7,931万円の増となっております。これにつきましては、庁舎建設事業で1億9,441万円の増、中段にございます火葬場建設事業で1億4,945万円の増、一番下段に移りまして、断水がございました。その断水からの災害復旧事業ということで4,210万5,000円、これが増額となっております。これが大きな要因でございます。公債費、決算額4億1,209万4,000円、前年度と比較いたしまして1,034万9,000円の増となっております。これにつきましては、令和元年に迎える起債のピークに向けて元金、利子とも今後も公債費の負担は増額していく見込みでございます。積立金、決算額2億935万3,000円、前年度と比較いたしまして3,210万7,000円の減となっております。繰出金、決算額4億853万2,000円、前年度と比較いたしましてマイナス798万4,000円の減となっております。

以上が歳出の性質別決算の概要でございます。

ページをめくりまして、次のページ、15ページです。町税徴収実績調書でございます。町税総額の調定額2億3,418万337円、収入済額2億1,722万7,326円となっております。令和元年度の収納率につきましては92.8%、前年度と比較いたしまして1.7%改善をしております。町債権の不納欠損の処理状況でございますが、公的債権のみ不納欠損を行っております。前年度と比較いたしまして160万4,000円の増となっております。これにつきましては、固定資産税の不納欠損の増でございます。

ページ移りまして、20ページ目、21ページ目を御覧ください。歳入歳出決算の経常臨時収支に関する調書でございます。21ページの下段、経常収支比率、私ども財政運営する上で大変気にしている数字の一つでございますが、21ページ下段の経常収支比率を御覧ください。経常収支比率とは、財政構造の弾力性を測定する指標で、低ければ低いほど財政に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあるとされております。80%を超える場合は、財政の弾力性に欠けるとされております。令和元年度決算における経常収支比率は88.4%と前年度の88.9%とほぼ同率でございます。依然として財政が硬直化しておる状況となっております。

次、24ページ、25ページをお開きください。今年度に発行いたしました起債の状況でございます。

各科目ごとに整理をしております。24ページの下段には、起債名ごとに起債額と制度上、理論上の交付税措置率をお示ししております。

次に、27ページ目をお開きください。地方債現在高でございます。令和元年度決算においては、国庫事業の活用により地方債残高が減少したところでございます。元利償還金につきましては、令和5年度のピークに向けて今後増加の見込みでございます。

次に、32ページ目から72ページ目につきましては、主要な施策に関する報告書として一般事務事業に関することをお示ししております。この中から説明したい事業がございますので、47ページをお開きください。町立診療所運営事業でございます。事業費の決算額といたしまして1億145万5,155円の決算となっております。よく見ていただきたいのが一般財源の負担額でございます。これにつきましては324万8,312円、14款で計上して、ここに載っておりません職員給与費がございます。これについては1,813万3,000円となりますことから、町の一般財源の負担につきましては職員給与費を含め、一般財源ベースですが、令和元年度の決算額は2,138万1,000円、前年度指定管理で行ってありました平成30年度の一般財源ベースの決算額については5,614万5,000円でございます。差引き、一般財源の負担軽減、直営化により負担軽減図られた金額というのが3,476万4,000円という金額になりました。一般財源ベースで3,400万減らすというのは、大変財政負担としては大きいというか、効果としては大きいものでございます。まして令和元年度の町立診療所の運営につきましては、決して黒字になることがない、赤字になる院内調剤をやってもこの程度の一般財源の負担で収まっているところでございます。

次に、75ページ、お開きください。75ページから99ページまでにつきましては、主要な施策に関する報告書、建設事業に関することをお示ししております。この中から84ページ、85ページをお開きください。この見開きで中心拠点誘導複合施設の建設事業及びふるびら150年広場整備事業に関する事業の詳細について記載をしております。補助事業名、起債名、財源名についても記載をさせていただいております。次に、87ページ目、御覧ください。火葬場建設事業でございます。1億5,743万1,000円の事業費でございます。

次に、102ページを御覧ください。今年度の決算の特徴と申しますか、が出ております実質的単年度収支の推移でございます。A欄、歳入決算額38億1,759万6,000円、歳出決算額37億5,517万3,000円、形式収支が6,242万3,000円、形式収支からD、翌年度繰越明許財源を引いたE欄、実質収支が5,273万8,000円、実質収支からE、前年度繰越額を引いた単年度収支が4,656万2,000円の黒字、単年度収支から財政調整基金積立金を加え、財調取崩しを引いた実質単年度収支が5,102万2,000円の黒字、実質単年度収支からその他基金積立てを加え、その他基金取崩しを引いた実質的単年度収支が2億4,073万5,000円の黒字となっております。令和元年度決算の特徴といたしまして、ふるさと納税の増によるふるさと応援基金への積立額の増、診療科の直営により、先ほども申し上げましたが、赤字を生ずる院内調剤を実施したにもかかわらず、診療所の運営費が一般財源ベースで約3,500万円減少したことにより、町独自の指標であります全ての基金の積立て、取崩しを実質単年度収支に加えた実質的単年度収支が黒字決算となっております。このような決算となったのは、平成30年度と令和元年度に大変厳しい判断の下、建設事業の凍結や延期、事務事業の大幅な見直しを行った

こと、地方交付税が予想以上の増額があったことによるものでございます。しかしながら、令和5年度に起債償還のピークを迎え、本町が単年度に負担できる目安、起債償還額4億を大きく上回る5億を超える起債償還が控えていること、中心拠点誘導複合施設建設事業や介護医療院の創設など大型事業が控えていること、若手職員の昇給により今後人件費の負担がますます見込まれること、本町の状況においてはこのような財政負担の要因がございます。また、国の動きとしては、このようなコロナ禍の中、税収が落ち込み、地方一般財源総額実質同水準ルールがどのような形になるのか、地方財政計画の先行きが見通せない状況となっております。今後につきましても引き続き歳入に見合った歳出を念頭に、財政運営、事務事業のさらなる見直しを行い、将来負担に備えた基金の積立てが必要と考えております。

次に、110ページ目をお開きください。最後に、基金の推移でございます。基金残高でございます。基金残高の合計が19億8,880万円と前年度と比較いたしまして1億9,417万3,000円の増となっておりますが、先ほど来申し上げているとおり、今後も起債償還に備えた減債基金への積立てが必要、今後の財政運営のためにも私ども標準財政規模、約20億以上の基金がなければ安定的に町財政の運営、そういうことが難しいと思っておりますので、その20億以上の基金の積立てを目指して財政運営をしていく必要があるかと思っております。

以上で令和元年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） それでは、一般会計の説明が終わりましたので、次に国民健康保険事業特別会計の説明をお願いします。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和元年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

国保関係につきましても説明資料のほうで説明させていただきます。説明資料117ページをお開きください。令和元年度の国保会計歳入歳出決算につきましては、444万1,583円を残しての黒字決算となっております。

それでは、歳出のほうから説明いたしますので、同じく説明資料の121ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、決算額1億1,668万6,494円で、職員の人件費、それから町民の健康診断委託料が主な支出となっております。

2項の徴税費、決算額20万8,928円、印刷製本費が主な支出でございます。

3項審議会費、決算額1万500円、これにつきましては審議会開催による経費となっております。

2款基金積立金、元年度は黒字決算でありましたので、1,600万円を積み立てており、前年度に続く基金積立金となっております。

3款1項の償還金及び還付加算金、決算額14万9,500円は過年度に過誤納付されました保険税の還付に係るものが発生したものでございます。

続きまして、歳入のほうに移ります。120ページになります。1款1項の国民健康保険税は、決算額7,292万6,528円で、収納率につきましては81.4%、前年度比3.4ポイントアップとなっております。詳細につきましては、同じく説明資料の125ページに載せてございますので、後ほど御覧いただ

ければと思います。

1つ飛ばしまして、3款1項の他会計繰入金の決算額は5,119万4,136円で、前年度比116万7,000円ほど減となっております。

続きまして、4款繰越金、30年度の繰越しがございましたので、決算額344万3,430円となっております。

5款諸収入、主なものは、広域連合からの健診受託収入と30年度分の後志広域連合分賦金精算還付金でございます。

以上で令和元年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） それでは、国民健康保険事業特別会計の説明が終わりましたので、次に後期高齢者医療特別会計の説明をお願いします。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

説明資料129ページでございます。令和元年度の後期高齢者会計歳入歳出決算でございますが、歳入歳出差引額19万6,268円を翌年度に繰り越しまして、決算を了しております。

歳出のほうから説明いたします。133ページをお開きください。1款1項総務管理費、決算額804万8,673円、これにつきましては職員1名分の人件費、それから高齢者健康診査に係る経費が主な支出となっております。

2項徴税費、決算額23万1,945円につきましては、主に印刷製本費となっております。

2款1項の後期高齢者医療広域連合納付金は、決算額5,624万5,548円で、前年度と比較しまして140万円ほど増額となっております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、過誤納付されております過年度保険料の還付金でございます。

次に、歳入のほうに移りまして、132ページでございます。1款1項後期高齢者医療保険料、決算額3,355万9,330円ですが、収納率で見ますと前年度と比較しまして現滞合わせまして1.6ポイントの増となっております。

2つ飛ばしまして、3款1項一般会計繰入金、決算額3,076万1,657円、主な内容につきましては基盤安定負担金、職員給与費に係る繰入金でございます。

5款諸収入の3項受託事業収入につきましては、広域連合からの健康診査業務に係る収入となっております。

以上で令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） それでは、後期高齢者医療特別会計の説明が終わりましたので、次に簡易水道事業特別会計の説明をお願いします。

○建設水道課長（高野龍治君） 令和元年度古平町簡易水道事業特別会計の決算について説明いたします。

説明資料で説明します。説明資料138ページをお開きください。歳入決算額は1億6,565万6,359円で、歳出決算額は1億5,689万5,459円でした。歳入歳出差引きにつきましては876万900円となり、翌年度へ繰り越して決算を了しております。

それでは、歳入から説明いたします。141ページをお開きください。1款1項負担金33万9,400円の収入でございました。

2款1項使用料9,643万816円の収入で、水道料金の現年分と過年分の合計がここで収入されております。

飛ばしまして、3款1項道補助金1,140万3,000円の収入で、配水管更新工事の財源に充てられております。

飛ばしまして、5款1項他会計繰入金2,363万6,000円の収入で、一般会計からの繰入れでございます。公債費の交付税算入相当額を繰入れするものでございます。

飛ばしまして、7款2項受託事業収入479万5,091円の収入で、受託工事などの収入でございます。

7款3項雑入401万3,053円の収入で、歌棄送水管移設補償費などの収入でございます。

8款1項町債2,500万の収入で、配水管更新工事の財源として発行された事業債でございます。

引き続き歳出を説明いたします。次のページをお開きください。1款1項総務管理費2,416万4,358円の支出で、会計の運営に伴う職員人件費や消費税納付金などをここで支出しております。

2款1項施設管理費2,466万4,839円の支出で、浄水場や配水管の維持管理経費を支出しております。

2款2項施設整備費5,012万4,368円の支出で、配水管更新工事や量水器更新工事などを支出しております。

3款1項公債費5,396万8,654円の支出でございました。

飛ばしまして、4款2項給水工事受託事業費397万2,240円の支出で、消火栓更新工事などを受託して発注する経費を支出しております。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） それでは、簡易水道事業特別会計の説明が終わりましたので、次に公共下水道事業特別会計の説明をお願いします。

○建設水道課長（高野龍治君） 令和元年度古平町公共下水道事業特別会計の決算について説明を申し上げます。

説明資料で説明いたします。説明資料152ページをお開きください。歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,601万9,430円でした。歳入歳出差引きにつきましては、ゼロでございます。

それでは、歳入から説明します。155ページをお開きください。1款1項使用料3,080万1,350円の収入で、下水道使用料現年分と過年分の合計がここで収入されております。

飛ばしまして、2款1項国庫補助金660万2,500円の収入で、下水道施設更新費などの財源に充てられております。

飛ばしまして、4款1項一般会計繰入金1億5,314万8,394円の収入です。基準内繰入れで1億2,574万8,850円、基準外繰入れ、赤字補填分としましては2,739万9,544円となっております。

飛ばしまして、7款1項町債540万円の収入で、下水道施設更新費の財源として発行された事業債でございます。

引き続き歳出を説明します。次のページをお開きください。1款1項総務管理費1,879万7,905円の支出で、会計の運営に伴う職員人件費や消費税納付金などをここで支出しております。

2款1項施設費5,443万7,416円の支出で、下水道施設の整備費や維持管理経費が支出されております。主な施設整備費としまして、浜町ポンプ場の機械設備更新費がここで支出されております。

3款1項公債費1億2,278万4,109円の支出でございました。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） それでは、公共下水道事業特別会計の説明が終わりましたので、次に介護保険サービス事業特別会計の説明をお願いします。

○保健福祉課長（和泉康子君） 令和元年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

それでは、決算説明資料を使って始めさせていただきます。説明資料170ページをお開きください。これは介護保険サービス事業の款別内訳書でございまして、記載のとおり歳入歳出予算総額4,796万3,000円に対しまして、決算額は歳入歳出それぞれ4,410万3,499円となっており、執行率は92%となっております。

続きまして、1ページ戻りまして、168ページ、169ページをお開きください。下段に過去5年分の決算状況を記載してございますが、令和元年度におきましては単年度収支が1,410万6,422円の赤字となりまして、前年度繰越金がございませんので、一般会計から財政支援として同額繰り入れ、決算を了しております。

それでは、4つの介護サービス事業の決算状況の概略を説明いたしますので、次のページ、170ページにお戻りください。下段、サービス事業収入内訳、古平町デイサービスセンターを御覧ください。こちらは、サービス収入等2,326万9,516円に対し、支出、これは社会福祉協議会の委託料などが含まれていますが、3,374万6,408円で、1,047万6,892円の赤字決算となりました。前年度比288万8,250円増の赤字額となったのですが、大きな要因といたしましては光熱水費等を地域福祉センターと面積案分により支出したことによるものです。

その下、2つ目の事業、ショートステイ、元気プラザですが、歳入338万786円に対しまして、歳出240万9,154円となり、97万1,632円の黒字で決算しております。前年度比21万5,038円増の黒字であり、要因としましては利用日数の増によるものでございます。

隣、171ページに移りまして、3つ目の事業、居宅介護支援事業、こちらは要介護1から5までのケアプランを作成する事業所です。歳入217万380円に対し、歳出794万7,937円となり、前年度比8万8,052円の赤字増となっておりますが、事業内容はほぼ昨年同様の決算状況となっております。ここでは、1名分の人件費を計上しております。

その下、4つ目の事業、包括支援センターは、要支援1、2の方のケアプランを作成する事業所です。歳入117万6,340円に対し、歳出はありませんでしたので、同額の117万6,340円の黒字で決算しております。黒字となった要因としましては、平成29年度の制度の変更によりまして予防プラン

におきましては介護報酬を受けるのが介護会計の収入と一般会計の地域支援事業受託収入として2つの会計で受け入れているため、平成29年度より担当の人件費を一般会計で計上したことによるものです。また、2款の予備費につきましては支出がありませんでしたので、4事業のうちデイサービス、居宅支援事業所の2つの赤字の合計、ショートステイ事業、包括支援センターの2つの黒字事業の合計と雑入55円を差し引いた1,410万6,422円が単年度収支の不足額となりました。

各事業の実績、介護報酬等の詳細につきましては174ページ以降を後ほど御覧願います。

以上で令和元年度介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 以上で認定第1号 令和元年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についての説明が終わりました。

本件につきましては、例年全員で構成する決算審査特別委員会を設置して審査しているところでございます。

お諮りします。認定第1号 令和元年度古平町各会計歳入歳出決算の認定については全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和元年度古平町各会計歳入歳出決算の認定については全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時01分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 令和2年陳情第1号

○議長（堀 清君） 日程第14、令和2年陳情第1号 「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める道への意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なし。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論はないようですので、討論を終わります。

これから令和2年陳情第1号「子どもの医療費無料化制度の拡充」を求める道への意見書の提出を求める陳情書を採決します。

お諮りします。この陳情書に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第15 令和2年陳情第7号

○議長（堀 清君） 日程第15、令和2年陳情第7号「コロナ禍のもと米海兵隊移転訓練中止決定を求める意見書」（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定によって省略することにしたと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから令和2年陳情第7号「コロナ禍のもと米海兵隊移転訓練中止決定を求める意見書」（案）の採択を求める陳情書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時05分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
起立少数です。

よって、本案は不採択とすることに決定しました。

◎日程第16 陳情第8号

○議長（堀 清君） 日程第16、陳情第8号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

お諮りします。陳情第8号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号 2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書については総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第17 陳情第9号

○議長（堀 清君） 日程第17、陳情第9号 種苗法「改正」に関する意見書案採択についてを議題とします。

お諮りします。陳情第9号は、産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号 種苗法「改定」に関する意見書案採択については産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第18 陳情第10号

○議長（堀 清君） 日程第18、陳情第10号 「北海道への核のゴミ持ち込みに反対する意見書」（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第10号は、総務文教常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号 「北海道への核のゴミ持ち込みに反対する意見書」（案）の採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（堀 清君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

17日の本会議は、決算審査特別委員会終了を待って、時間を繰り下げて開催することにいたします。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時10分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員